

平成 27 年第 14 回沖縄県教育委員会会議（定例会）議事録

1 開会及び閉会に関する事項

平成 27 年 11 月 26 日 午後 3 時 00 分開会

午後 3 時 50 分閉会

2 出席者及び欠席委員の氏名

(1) 出席者

委員長 泉川 良範 委員 照屋 尚子 委員 宮城 奈々
委員 喜友名 朝春 委員 新崎 速 教育長 諸見里 明

(2) 欠席委員

なし

3 説明のため会議に出席した職員の職氏名

教育管理統括監	山城 秀史	教育指導統括監	平良 勉
参事	運天 政弘		
総務課長	新垣 悦男	教育支援課長	識名 敦
施設課長	親泊信一郎	学校人事課長	新垣 健一
県立学校教育課長	與那嶺善道	義務教育課副参事	城田 久嗣
保健体育課長	狩俣 好則	生涯学習振興課長	平良 朝治
文化財課長	萩尾 俊章		

4 議事関係

(1) 開会

泉川委員長が開会を宣告した。

(2) 議事日程の決定

議事日程は、会議資料記載の日程案のとおりとすることが決定された。

(3) 平成 27 年第 13 回議事録の承認

全出席委員異議なく、平成 27 年第 13 回議事録を承認した。

(4) 議事録署名人の指名

泉川委員長が、喜友名委員を議事録署名人に指名した。

(5) 報告事項

報告事項 1・教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「平成 27 年度沖縄県一般会計補正予算（第 2 号）」に対する意見）

【説明（総務課長）】

資料に基づき、教育長の臨時代理（県議会議案「平成 27 年度沖縄県一般会計補正予算（第 2 号）」に対する意見）について報告を行った。

【質疑等】

特になし

報告事項 2・教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（「沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則」の制定）

【説明（教育支援課長）】

資料に基づき、教育長の臨時代理（「沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則」の制定）について報告を行った。

【質疑等】

特になし

報告事項 3・平成 28 年度沖縄県公立学校教員候補者選考試験最終合格者の報告

【説明（学校人事課長）】

資料に基づき、平成 28 年度沖縄県公立学校教員候補者選考試験最終合格者について報告を行った。

【質疑等】

○新崎委員 2点ほど要望しておきたいと思います。本県の採用試験の中では、教員採用試験は最も受験者が多く、たくさんの県民が注目している試験ではないかと思います。どういった人材を確保していくのか、試験の内容や基準を常に検証して本県の教員としてふさわしい資質能力のある教員が採用できるように努めていただきたいと思います。特に今年度から、いくつかのタイプの違う一部試験免除の制度を導入しておりますので、ぜひ、シミュレーションする等、検証して良い教員が採れるように努力をしてほしいと思います。もう1点は、年齢の高い合格者が年々増えてきているという説明がありましたけれども、社会の色々な分野から人材を得るということは、学校現場に外の新鮮な息吹を入れることに繋がって教育環境の改善に資するものと期待しています。教員採用試験は他の公務員試験と違って広く人材を集めるという趣旨から、受験年齢の上限が45歳と高くなっていると思います。これらの人材が適正に活用できるように学校現場における環境作りをしていただきたいと思います。特に年齢が高く、能力や意欲のある人を今後どのように、管理職に任用するかということが、教員のやりがいや意欲に関わっていただけに重要だと思います。教員採用試験の受験年齢を大幅に引き上げるという大きな変化がありましたので、管理職試験の教職経験についても受験資格の緩和が必要だと思っております。早めに検討するよう、この点については強く要望したいと思います。

○学校人事課長 今年度は一部免除の導入等の試験制度の改革を行っておりますが、試験制度の改革につきましては、これで全て終わりというわけではなく、常により良い適切な人

材を確保するためにはどういう方向がいいのか検証していく必要があると思います。先程 2 点、「試験内容の基準を常に検証して人材を確保してほしい」ということと、「年齢の高い人等、様々な能力意欲のある方を採用し、管理職試験においても見直し等を行ってほしい」といった点につきまして、また、内部で検討していきたいと思います。

○宮城委員 今のご意見に賛成します。6 ページの(4)に「36 歳以上の合格者は年々増加している」とありますが、その要因、理由としては何がありますでしょうか。年齢が上がっている理由があれば教えていただけますか。

○学校人事課長 45 歳までに引き上げた時に比べますと、年々、年齢の高い志願者が増えていくということが挙げられます。それに伴って色々な経験を有した方の合格者も増えてきているということは言えるかもしれません。

○宮城委員 表 2 の特別選考試験「障害者」の区分では今年度も昨年度も合格者がゼロですが、合格者がまだ出ていない状況なのでしょうか。

○学校人事課長 「障害者」の枠では毎年受験者がおります。最近では平成 26 年度に合格者が 1 人おりましたけれども、辞退された為、採用には至っておりません。これまでも何人か合格者は出ております。

○宮城委員 芸能分野なのですが、保健体育ではなく共通音楽になるのですか。

○学校人事課長 「スポーツ」は体育になりますが、「芸能」は音楽と美術になります。

○照屋委員 特別支援学校の臨任が多いということで、本務採用を増やしていくということですが、去年とそれほど合格者数が変わらないのですが、これは増やしていった方向でしょうか。

○学校人事課長 今見込まれる数で採用計画は立てております。その時のクラス編成によって実際が変わってくる場合はございます。採用者の数について、今年は 50 名を超えるような採用をしていたしました。特別支援学校の最終合格者に加えて、特別支援学校の高等部、中等部につきましては、中学校、高等学校の合格者の中からも、配置としては特別支援学校の中等部、高等部に配置することがございますので、そのようにして対応しています。

○喜友名委員 5 ページの表 3 「過去 5 年間の状況」ということで、応募者数がこの 5 年間見ると、毎年 200 名前後減少している状況なのですが、先程の話の中で、年齢の高い人の応募も増えているという状況でしたけれども、ということは若い人達の応募が減っているということも想定されます。特に競争率が高いということで若い人達が、他の産業分野にシフトしていったのか等も含めて、応募者数の減少について、どのように分析されているのか、分かる範囲で説明をお願いします。そして、今後どのように対応していくのかもあわせて教えていただきたいと思います。

○学校人事課長 少子化の影響などもあるのではないかと思います。データを見てみますと、新卒者の割合、受験者数は大きく減ってはいませんが、ただ 23 歳以上の 20 代の応募者の数が減っております。ですので、景気の動向ということも一つは考えられますが、このところ 400 名ラインの合格者を出してきておりますので、教員を志願する受験者が早め

に合格されているということも一つの要因になっているかもしれないと思っております。志願者が5千名を切るようになり、今回は4,595名、最終倍率は9.8倍になりましたけれども、応募者数ベースで見ますと、今も10倍を超える状況となっております。平成28年度の採用試験で言いますと、速報と言いますか、民間等が集計した段階では鹿児島県に次いで2番目に高い競争倍率となっているところでして、質は倍率で確保できているのかと考えております。いかんせん、このところずっと減っていますので、今後どうするかということについては庁内で十分検討していかなければいけないと思います。

○委員長 (5)の一部試験免除の実施に関しては、先程、人材の方向性の話がありましたけれども、目指す教員像というものに則った形で選考試験を見直していく、あるいは改善していくという趣旨の中で、一部試験免除を行ったということで、臨任を含め、経験を積んだ方をしっかり現場に採用したいということで、導入したということだと思いますが、合格率が一般受験者と比べてどうなっているか、あるいは、それが適正に機能しているかどうかについては、どのように評価していますでしょうか。

○学校人事課長 一部試験免除者につきましては、一般受験者に比べて合格の割合が高くなっております。臨任等で経験をした方に「受験に向けて頑張ろう」というようなインセンティブを与えたのではないかと考えております。そういう意味では一定の効果があったというふうに思います。今後、細かいところまで検証していきながら、来年度の採用試験に向けて内部で検討して参りたいと思います。

○委員長 引き続き見ていっていただきたいと思います。

(6) 非公開の決定

議案第2号について、人事案件となることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第14条第7項の規定により非公開とすることが、全出席委員の同意により決定された。

(7) 議案審議

議案第1号・沖縄県立離島児童生徒支援センター嘱託員設置規程について

【説明(教育支援課長)】

資料に基づき、沖縄県立離島児童生徒支援センター嘱託員設置規程について説明を行った。

【質疑等】

○照屋委員 生活指導嘱託員は、ハローワークを通して採用するということでしたけれども、施設管理嘱託員というのは、施設管理会社などに業務委託をするということでしょうか。

○教育支援課長 生活指導嘱託員と一緒に、ハローワークを通して採用します。

○喜友名委員 生活指導及び監督ということで、第3条第2項で生活指導嘱託員を設置することになりますが、集団生活ということで、生活指導を受ける機会というのは増えていくというふうに思います。離島から来て親元から離れているということ、一人一人、就学する学校も違うということもあって、学校の方針等に沿う、沿わないといった課題も出てくるかもしれません。そういうことも含め、一人一人の子どもに対して、指導、監督を十分

にやっていくには学校との連携だとか、保護者との連携を深めるといった部分も大事ななというふうに思っておりますので、ぜひ配慮していただきたいなと思います。

○教育支援課長 他の学校と違いまして、いくつかの学校、それも普通高校、専門高校と色々な学校に行くものですから、学校と連携し、保護者とも密な連絡を取りつつ、職員一致団結をして、万全を期するようにしたいと思います。

○宮城委員 施設管理、生活指導について質問がありましたが、施設管理に関して施設の見回りだとか、設備管理というのはわかりますが、生活指導の場合は管理だけでなく生徒への指導も入っています。その場合、嘱託の方を選考する際の条件はありますか。

○教育支援課長 生活指導嘱託員については、第4条第2項に、次の各号のいずれかに該当する者ということで、「教員の免許状を有している者」か、もしくは「高等学校における生活指導に関し専門的な知識及び経験を有する者」としていますので、そういった指導ができる方を採用するという事です。特に後者の方は、リタイアした教職員を想定しているところです。そのような人の中から選考していくということです。

○委員長 指導する先生の資質に関してははっきり確認していただきたいです。というのは、寄宿舎は色々なところがありますが、私の知っている寄宿舎の例では、「離島等から来られる学生にも色々な特性を持った方々がいらっしゃる」ということ、そして「親御さんから離れて少し情緒的に不安定になる環境がある」ということ、そして、これはどの子にもあると思いますが、「新しい学校環境等で集団に馴染みにくい」といった時期があり、そうした形で心身に不調をきたすケースが一般的にもあると思われませんが、そういった方に対して、指導嘱託員の方が、退職校長先生のような、資質をしっかり備えた形で対応していただくと、親御さんも非常に安心だろうと感じます。あわせて、学校外との色々な連携だとか、センター内だけでなく、センター外の色々な資源と連携して、コミュニケーションの中で、そのような子どもの居場所などをしっかり見ていただけるといったことも含めて、そういった資質は備えていただきたいなと思いますので、ぜひ慎重に選考していただきたいなと思います。

○教育支援課長 委員長のおっしゃいますとおり、非常に重要な事だと思います。それと今回は嘱託員の規定ということでそこを議論しておりますけれども、嘱託員以外に中心となるのは、舎監長や専任舎監という職員であり、実際の教員経験が豊かな人からこうした職員を任用し、そうした方を中心に運営をしていきますので、十分に生活指導や学習指導ができるように、臨んでいきたいと思っております。

○教育長 県議会の文教厚生委員会の方でも、離島児童生徒支援センターについては、生活指導をきちんとしてくれという要望が大変強くありました。私も離島の首長さんや関係者の方々とお会いしても、まず学習環境と並んで生活環境、特に生活規律はしっかりとしてほしいという要望がとても大きいです。支援センターにつきましては、離島から大変期待されているので、学習環境、生活環境をしっかりした形で、学校とも連携して一緒にやっていきたいと考えております。

【採決の結果】

全会一致により、原案のとおり可決した。

議案第2号・県教育委員会職員（学校職員を除く。）の人事について【非公開案件】

(8) 閉会

泉川委員長が閉会を宣言した。